

公益財団法人北九州生活科学センター定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人北九州生活科学センター（以下「本法人」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本法人は、主たる事務所を北九州市戸畑区に置く。
2 本法人は、理事会の議決によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本法人は、保健衛生及び環境に関する検査、調査、研究、啓発及び相談等を行うことにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本法人は、前条の目的を達成するために次の公益目的事業を行う。

- (1) 飲料水、食品、環境等に関する検査事業
 - イ 食品衛生検査
 - a 食品衛生法に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関として行う製品検査
 - b 食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から講ぜられた規制、基準、表示等に係る検査
 - ロ 飲用水等水質検査
 - a 水道法に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関として、同法に係る水質検査及び施設基準に係る検査
 - b 水道法に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録検

- 査機関として、同法に係る簡易専用水道検査
- c 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する登録検査機関として、同法に係る飲料水の水質検査
 - d 船員労働安全衛生規則に基づく船舶飲用水の水質検査
 - e 厚生労働省の水質基準に基づく飲用井戸の水質検査
 - f 厚生労働省及び文部科学省の水泳プールの水質基準に基づく水質検査
 - g 旅館業法、公衆浴場法に規定する施設措置基準に基づく浴槽水等の水質検査
- ハ 環境等に係る検査
- a 水質汚濁防止法、大気汚染防止法等環境の保全に関する法令に規定する各種基準・規制に係る大気、水又は土壌等の検査
 - b ダイオキシン類対策特別措置法に規定する環境基準に係る大気、水又は土壌中のダイオキシン類の検査
 - c 土壌汚染対策法に規定する指定調査機関として、同法に規定する土壌汚染状況調査
 - d 温泉法に規定する登録分析機関として、同法に規定する温泉成分分析及び可燃性天然ガス測定検査
 - e 作業環境測定法に規定する登録作業環境測定機関として、労働安全衛生法に規定する作業環境測定検査
- ニ 臨床検査技師等に関する法律に規定する衛生検査所として、同法に規定する微生物的検査及び生化学的検査
- ホ その他、保健衛生及び環境等に関する検査
- (2) 保健衛生、環境衛生に関する調査、研究、相談指導及び情報提供
- (3) 公衆衛生、環境保全に関する正しい知識の普及
- (4) その他本法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 本法人は、第1項の公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業を行う。
- (1) 不動産貸付業

第 3 章 財産及び会計

(財産の種別)

第 5 条 本法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とす

る。

2 基本財産は、本法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の維持管理、処分及び運用)

第 6 条 本法人の財産の維持管理、処分及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会において別に定めるところによるものとする。

2 基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第 7 条 本法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において議決を得なければならない。

(事業年度)

第 8 条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 9 条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の議決を経て、当該議決後最初に開催される評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 10 条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の議決を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員（以下、「役員等」という。）の名簿

(3) 役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残高の算定）

第 11 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残高を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

（会計原則）

第 12 条 本法人の会計は、公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本法人の会計処理に関し必要とする事項は、理事会において別に定めるところによるものとする。

第 4 章 評議員

（定数）

第 13 条 本法人に、評議員8名以上10名以内を置く。

（選任及び解任等）

第 14 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名及び外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) 本法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使

用人

- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会が推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての規則は、理事会において別に定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項を委員に説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と本法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の議決は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときは、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 評議員は、本法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 9 評議員に変更が生じたときは、2週間以内に、主たる事務所の所在地において変更の登記をし、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(権 限)

- 第 15 条 評議員は、評議員会を構成し、第19条に規定する事項について議決するほか、法令に定める権限を行使する。

(任 期)

- 第 16 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された

者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第 17 条 評議員の報酬等の額は、毎年度総額 200 万円を超えないものとする。その支給基準については、評議員会の議決を経て定める。
- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会において別に定める。

第 5 章 評議員会

(構成)

- 第 18 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第 19 条 評議員会は、次の事項について議決する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給の基準
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) 合併等及び解散
 - (9) その他評議員会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

- 第 20 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。
- 2 定時評議員会は、年 1 回毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と判断したとき。
 - (2) 評議員から、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があったとき。

- (3) 前号の規定による請求をした評議員が、裁判所の許可を得て、評議員会を招集するとき。

(招 集)

第 21 条 評議員会は、前条第3項第3号の規定により評議員が招集する場合を除き、理事会の議決に基づき、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときには、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を評議員会の開催日として招集しなければならない。

3 理事長（前条第3項第3号の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員）は、評議員会の日々の1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的事項及び法務省令で定める事項を記載した書面をもって、招集の通知をしなければならない。ただし、書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

4 前号の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第 22 条 評議員会の議長は、評議員の中から互選により選出し、評議員会の運営に当たる。議長が欠けたときは、新たに評議員の中から互選により選出する。

2 前項に規定する議長が事故等により出席できないときは、その評議員会において、出席した評議員の互選により議長を選出する。

(定足数)

第 23 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議 決)

第 24 条 評議員会の議決は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当

たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員等の責任の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の譲渡
- (5) 公益目的事業の全部の廃止
- (6) 合併等及び解散
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 評議員会の議決は、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使を認めない。

(議決の省略)

第25条 理事長が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した評議員の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が議長とともに署名しなければならない。

(運営規則)

第28条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会で承認された評議員会運営規則

による。

第 6 章 役員

(種類及び定数)

第 29 条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上8名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、4名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 30 条 理事及び監事は、評議員会の議決によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の議決によって理事の中から選定する。

3 監事は、本法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事又は監事に変更が生じたときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 31 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長及び常務理事の権限は、法令及びこの定款並びに理事会において別に定めるところによるものとする。

4 理事長、常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなけれ

ばならない。

(監事の職務及び権限)

第 32 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査すること。
- (2) 本法人の業務及び財産の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号に規定する場合において、必要があると認められるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。
- (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定められるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (8) 理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任 期)

第 33 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち

最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第34条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第35条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の議決を経て別に定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

第36条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引
- (3) 本法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、本法人と当該理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除等)

第37条 本法人は、役員的一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、

賠償責任額から同法第113条第1項第2号に掲げる額（以下、「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本法人は、外部役員等との間で、前項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任額を限定する契約を理事会の議決によって締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

（顧問）

第38条 本法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、本法人に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って、報酬を支給し、また費用を弁償することができる。

第7章 理事会

（構成）

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第40条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額な借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 本法人の業務の適正を確保するための体制の整備

(6) 第37条第1項の規定に基づく役員等の責任の免除

(種類及び開催)

第41条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内及び事業年度終了月の2回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。

(4) 第32条第5号の規定により、監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は同条第6号の規定により監事が理事会を招集するとき。

(招 集)

第42条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合又は第4号後段の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事長に事故等があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は4号前段の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日として招集しなければならない。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長

に事故等があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第 44 条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議 決)

第 45 条 理事会の議決は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(議決の省略)

第 46 条 理事が理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第 47 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 3 1 条第 4 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 48 条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事長及び監事は、記名押印をしなければならない。なお、理事長が出席しないときは、出席した理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(運営規則)

第 49 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会で承認された理事会運営規則による。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、評議員会の議決によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条（目的）、第 4 条（事業）及び第 1 4 条（選任及び解任等）についても適用する。

（合併等）

第 51 条 本法人は、評議員会の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

（解 散）

第 52 条 本法人は、一般社団・財団法人法第 2 0 2 条に規定する事由によって解散する。

解散は、評議員会及び理事会において、議決に加わることができる評議員及び理事の 3 分の 2 以上の議決によらなければならない。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 53 条 本法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会及び理事会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 54 条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会及び理事会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 55 条 本法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 10 章 事務局

(事務局)

- 第 56 条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。
 - 3 部長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
 - 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(帳簿及び書類の備置き)

- 第 57 条 本法人の主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。なお、備え置くべき期間につき法令等で定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員等の名簿
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事録
- (5) 役員等の報酬等の支給基準
- (6) 事業計画書
- (7) 収支予算書
- (8) 資金調達及び設備投資の見込を記載した書類
- (9) 事業報告及び附属明細書
- (10) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び附属明細書
- (11) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (12) 監査報告書
- (13) 財産目録
- (14) その他法令で定める帳簿及び書類

第 11 章 補 則

(委 任)

第 58 条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本法人の公益法人への移行時の基本財産は、公益法人への移行時の財産目録で、基本財産として特定された財産とする。
- 4 本法人の最初の理事長（代表理事）は、今地政美とする。
- 5 この定款は、平成26年11月26日から施行する。
- 6 この定款は、令和元年12月7日から施行する。